

犬・猫の飼い方のマナーを守りましょう

犬や猫を飼っている人、またはこれから飼おうと考えている人は、きちんとマナーを守って、トラブルにならないように気を付けましょう。

問い合わせ先 生活環境課衛生管理係 ☎ (76)0985

犬を飼う時のマナー



🐾「ふん」を持ち帰らず放置していませんか

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは放置せずに必ず持ち帰りましょう。

🐾迷子札を付けていますか

犬が迷子になったとき、鑑札や注射済票、迷子札を付けていれば、行方不明になったとき役立ちます。

🐾散歩中も引き綱を付けましょう

他人にけがをさせないように、必ず引き綱を付けましょう。敷地内でも放し飼いはしないでください。

🐾鳴き声など、しつけはできていますか

近所の迷惑にならないよう、無駄吠えの防止や「オイデ」「マテ」など、基本的なしつけをしましょう。

猫を飼う時のマナー



🐾猫は屋内飼育が基本です

猫は自由気ままに行動することから管理がしにくい動物です。屋外での飼育は、近所でのふん尿によるトラブルや、子猫が増えすぎて地域問題になることがあります。交通事故や伝染病感染などの危険もあるため、猫は屋内で飼いましょう。

🐾猫の本能・習性を正しく理解しましょう

飼い主が動物の本能や習性などを勉強することは、当然の義務といえます。猫にとってはごく当たり前の行動が、近所では迷惑な行動になっているかもしれません。

🐾動物が好きな人ばかりではありません

あなたの近所でも猫が嫌いな人や、アレルギーなどで動物に近寄れない人もいます。近所への配慮やコミュニケーションを怠らないようにしましょう。

🐾自分の飼い猫が識別できるようにしましょう

万が一飼い猫が逃げ出しても、すぐに発見されるよう迷子札をつけましょう。

🐾不妊・去勢手術を行いましょう

猫はとても繁殖力のある動物です。繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術を行いましょう。

🐾野良猫に餌を与えないようにしましょう

野良猫には、餌をあげずに見守りましょう。餌をあげる場合は、必ず自宅に連れ帰って自分の猫として屋内飼育をしてください。

🐾猫が飼えなくなった場合は相談してください

やむを得ず飼えなくなった場合は、適正に飼える人に譲渡、または群馬県動物愛護センター東部出張所（☎0276(55)0731）に相談してください。

飼い犬・猫が行方不明になったらご連絡を

飼っている犬や猫が行方不明になった場合は、下記全てに連絡してください。行方不明になった犬や猫を発見した人が、下記いずれかの連絡先に通報した場合、飼い主へ情報提供することができます。

群馬県動物愛護センターのホームページには、犬猫の行方不明・保護情報が掲載されていますので、右記2次元コードよりご覧ください。

- ・動物愛護センター 東部出張所 ☎ 0276(55)0731
- ・桐生警察署 ☎ (43)0110
- ・みどり市役所 生活環境課 ☎ (76)0985

